

平成十三年法務省令第十二号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の全部を改正する命令を次のように定める。

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の全部を次のように改正する。

第一条 法務局又は地方法務局の支局（以下「支局」という。）を各法務局又は地方法務局につき別表第一の支局欄（同欄中括弧のつけてあるものを除く。以下第三条まで同様とする。）のとおりに置き、法務局若しくは地方法務局又はその支局の出張所（以下「出張所」という。）を各法務局若しくは地方法務局又はその支局につき同表の出張所欄（同欄中括弧のつけてあるものを除く。以下第三条まで同様とする。）のとおりに置く。

第二条 支局又は出張所の名称は、別表第一の支局欄中「小樽」とあるのは「札幌法務局小樽支局」と、同表出張所欄中「北」とあるのは「札幌法務局北出張所」とし、以下これにならうものとする。

第三条 支局又は出張所の位置は、別表第一の支局欄又は出張所欄及び位置欄によって示されるとおりとする。

第四条 法務局、地方法務局又は支局の戸籍及び公証の事務に関する管轄区域は、別表第一の支局欄（同欄中括弧のつけてあるものは、本序を示すものとする。）及び管轄区域欄によつて示されるとおりとし、法務局、地方法務局、支局又は出張所の登記の事務（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十一年法律第四号）第五条第一項（同法関渡第十四条第一項において準用する場合を含む。）及び後見登記等に関する法律（平成十一年法律第一百五十二条第一項第一項の事務を除く。）に関する管轄区域は、同表の出張所欄（同欄中括弧のつけてあるものは、本序又は支局を示すものとする。）及び管轄区域欄によつて示されるとおりとし、法務局、地方法務局、支局又は出張所の法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十一年法律第四号）第五条第一項（同法関渡第十四条第一項において準用する場合を含む。）及び後見登記等に関する法律（平成十一年法律第一百五十二条第一項第一項の事務を除く。）に関する管轄区域は、別表第二の官署欄及び管轄区域欄によつて示されるとおりとする。

第五条 前条の規定による管轄区域（以下「管轄区域」という。）の基準となつた行政区画に変更があったときは、管轄区域も、これに伴つて変更される。ただし、あらたに行政区画が設けられたとき、又は一の法務局、地方法務局、支局又は出張所の管轄区域に属するすべての地域が他の管轄区域による。

2 管轄区域の基準となつた郡、市町村内の町又は字その他の区域に変更があつたときも、前項と同様とする。

（施行期日）

附 則 （平成二年一二月二二日中央省庁等改革推進本部令第一一四号）

- 1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。（この本部令の効力）
- 2 この本部令は、その施行の日に、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十一号）となるものとする。

（附 則） （平成二年一二月二二日中央省庁等改革推進本部令第一一四号）

- 1 この中央省庁等改革推進本部令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令は、平成十三年一月二十九日から施行する。ただし、第一条中別表東京法務局の部の改正規定は、同月二十一日から施行する。（この省令中別表佐賀地方法務局の部の改正規定は、平成十三年二月八日法務省令第二〇号）

（附 則） （平成二年一二月二二日中央省庁等改革推進本部令第一一四号）

- 1 この省令中別表賀地方法務局の部の改正規定は、平成十三年三月八日から施行する。
- 2 この省令は、平成十三年一月二十九日から施行する。ただし、第一条中別表東京法務局の部の改正規定は、平成十三年二月八日法務省令第二〇号）

附 則（平成一三年二月二二日法務省令第二三号）

この省令は、平成十三年二月二十六日から施行する。

附 則（平成一三年三月八日法務省令第二五号）

この省令は、平成十三年三月十一日から施行する。

附 則（平成一三年三月一九日法務省令第二八号）

この省令は、平成十三年三月二十六日から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日法務省令第三七号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表浦和地方法務局の部の改正規定、第二条中第三条の改正規定及び第三条中別表浦和の部の改正規定並びに第四条中別表第一浦和人権擁護委員協議会の項から秩父人権擁護委員協議会の項までの改正規定及び別表第二の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附 則（平成一三年四月二日法務省令第四九号）

この省令は、平成十三年四月九日から施行する。

附 則（平成一三年四月二五日法務省令第五三号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一三年七月九日法務省令第六〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一三年八月二〇日法務省令第六二号）

この省令は、平成十三年六月十一日から施行する。ただし、第一条中別表仙台法務局の部の改正規定は、同月四日から施行する。

附 則（平成一三年七月九日法務省令第六〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一三年八月二〇日法務省令第六二号）

この省令は、平成十三年六月十一日から施行する。ただし、別表佐賀地方法務局の部の改正規定は、同月二十三日から施行する。

附 則（平成一三年八月二〇日法務省令第六二号）

この省令は、平成十三年七月二十三日から施行する。

附 則（平成一三年八月二〇日法務省令第六二号）

この省令は、平成十三年八月二十七日から施行する。

附 則（平成一三年九月一七日法務省令第六八号）

この省令は、平成十三年九月二十五日から施行する。ただし、別表仙台法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年一〇月五日法務省令第七二号）

この省令中別表大津地方法務局の部の改正規定は、公布の日から、別表仙台法務局の部の改正規定は平成十三年十月十五日から施行する。

附 則（平成一三年一〇月五日法務省令第七三号）

この省令は、平成十三年十月二十九日から施行する。

附 則（平成一三年一〇月五日法務省令第七四号）

この省令は、平成十三年十一月十二日から施行する。

附 則（平成一三年一月一六日法務省令第七五号）

この省令は、平成十三年十二月三日から施行する。ただし、第一条中別表福岡法務局の部及び宮崎地方法務局の部の改正規定は、同年十一月二十六日から施行する。

附 則（平成一四年一月八日法務省令第一号）

この省令は、平成十四年一月十五日から施行する。

附 則（平成一四年一月二一日法務省令第二号）

この省令は、平成十四年一月二十八日から施行する。ただし、第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年二月五日法務省令第四号）

この省令は、平成十四年二月十二日から施行する。

附 則（平成一四年二月八日法務省令第八号）

この省令は、平成十四年三月十一日から施行する。

附 則（平成一四年三月一八日法務省令第一七号）

この省令は、平成十四年三月二十五日から施行する。

附 則（平成一四年三月四日法務省令第一五号）

この省令は、平成十四年三月十一日から施行する。

附 則（平成一四年四月八日法務省令第三一号）

この省令は、平成十四年四月三十日から施行する。ただし、第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年五月二日法務省令第三五号）

この省令は、平成十四年五月十三日から施行する。

附 則（平成一四年四月二三日法務省令第三三号）

この省令は、平成十四年四月三十日から施行する。ただし、別表津地方法務局の部の改正規定は、平成十四年四月十五日から施行する。

附 則（平成一四年四月八日法務省令第四九号）

この省令は、平成十四年四月三十日から施行する。ただし、第一条中別表富山地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年九月九日法務省令第五一号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定
二 第一条中別表金沢地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定並びに第二条中第四十四条の改正規定 平成十四年九月十七日

三 第一条中別表旭川地方法務局の部及び名古屋地方法務局の部の改正規定並びに第二条中第十七条及び第四十二条の改正規定 平成十四年九月三十日

附 則（平成一四年一月二十五日法務省令第五四号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定
二 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十四年十一月一日

三 第一条中別表秋田地方法務局の部、奈良地方法務局の部、徳島地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定 平成十四年十一月五日

四 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十四年十一月十一日

附 則（平成一四年一一月一八日法務省令第五六号）

この省令は、平成十四年十一月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定並びに第二条及び第三条の改正規定は、同年十二月九日から施行する。

附 則（平成一四年一二月九日法務省令第五八号）

この省令は、平成十四年十二月十六日から施行する。

附 則（平成一五年一月九日法務省令第二号）

この省令は、平成十五年一月十四日から施行する。ただし、第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定は、同月二十七日から施行する。

附 則（平成一五年一月二九日法務省令第三号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一五年二月四日法務省令第六号）

この省令は、平成十五年三月三日から施行する。ただし、第一条中別表島法務局の部及び長崎地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月五日法務省令第九号）

この省令は、平成十五年三月二十四日から施行する。ただし、第一条中別表福島地方法務局の部北見支局の款、同部網走支局の款、広島法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定は、同月十日から施行する。

附 則（平成一五年三月二六日法務省令第一八号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表島法務局の部及び長崎地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則（平成一五年四月一一日法務省令第三三号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表岐阜地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則（平成一五年四月一四日法務省令第四四号）

この省令は、平成十五年五月六日から施行する。ただし、第一条中別表神戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定は、同月十二日から施行する。

附 則（平成一五年六月五日法務省令第五〇号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一五年五月六日法務省令第四六号）

この省令は、平成十五年五月二十六日から施行する。ただし、第一条中別表津地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定は、同月十二日から施行する。

附 則（平成一五年六月五日法務省令第五〇号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一五年七月七日法務省令第五三号）

この省令は、公布的日から施行する。ただし、別表千葉地方法務局の部の改正規定は、平成十五年六月二十三日

附 則（平成一五年七月一五日法務省令第五四号）

この省令は、公布的日から施行する。ただし、別表千葉地方法務局の部の改正規定は、平成十五年六月十四日から施行する。

この省令は、平成十五年七月二十二日から施行する。

附 則 (平成一五年七月二二日法務省令第五六号)

この省令は、平成十五年七月二十八日から施行する。

附 則 (平成一五年七月二十五日法務省令第五七号)

この省令は、平成十五年七月二十八日から施行する。

附 則 (平成一五年八月八日法務省令第六一号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定

第一条中別表山形地方法務局の部の改正規定

第一条中別表古屋地方法務局の部の改正規定

第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定

第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規

第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定

第一条中別表京都地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第九条の改正規

の改正規定は、平成十五年九月十六日から施行する。ただし、第一条中別表新潟地方法務局の部

の改正規定は、平成十五年九月二十九日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月七日法務省令第七一号)

この省令は、平成十五年十月十四日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月二八日法務省令第七二号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定

第一条中別表名古屋地方法務局の部及び大分地方法務局の部の改正規定

第一条中別表京都地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規

定

第一条中別表長崎地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規

定

第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定

第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定

第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定

第一条中別表京都地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七四号)抄

この省令は、平成十五年十一月四日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月二八日法務省令第一号)

この省令は、平成十六年一月十三日から施行する。ただし、別表高知地方法務局の部の改正規

定は、同月十九日から施行する。

附 則 (平成一六年一月一九日法務省令第三号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

別表岐阜地方法務局の部の改正規定

別表長野地方法務局の部の改正規定

別表水戸地方法務局の部の改正規定

別表金沢地方法務局の部の改正規定

別表京都地方法務局の部の改正規定

別表福島地方法務局の部の改正規定

別表長崎地方法務局の部の改正規定

別表那覇地方法務局の部の改正規定

別表新潟地方法務局の部長岡支局の款及び同部六日町支局の款の改正規定

平成十六年三月十五日

四 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定 平成十六年三月二十二日

附 則 (平成一六年三月二二日法務省令第一七号)抄

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 平成十六年三月二十九日

規 定 平成十六年三月三十一日

四 略 第一条中別表長野地方法務局の部松本支局の款の改正規定 平成十六年四月十一日

附 則 (平成一六年六月八日法務省令第四三号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中別表函館地方法務局の部及び水戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十六年三月二十九日

規 定 平成十六年三月三十一日

四 略 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定 平成十六年四月二十六日から施行する。

附 則 (平成一六年六月八日法務省令第三七号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中別表函館地方法務局の部及び水戸地方法務局の部の改正規定 平成十六年四月二十六日

規 定 平成十六年三月三十一日

四 略 第一条中別表長野地方法務局の部松本支局の款の改正規定 平成十六年四月十一日

附 則 (平成一六年六月八日法務省令第四八号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中別表福島地方法務局の部、千葉地方法務局の部及び福岡地方法務局の部の改正規定並びに別表奈良地方法務局の部及び広島地方法務局の部の改正規定 平成十六年六月二十八日

規 定 平成十六年六月十四日

四 略 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年六月二十八日

附 則 (平成一六年七月五日法務省令第四八号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中別表福島地方法務局の部、千葉地方法務局の部及び福岡地方法務局の部の改正規定並びに別表奈良地方法務局の部及び広島地方法務局の部の改正規定 平成十六年六月二十八日

規 定 平成十六年六月十四日

四 略 第一条中別表長野地方法務局の部松本支局の款の改正規定 平成十六年六月二十八日

附 則 (平成一六年七月二七日法務省令第五二号)

この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

第一条中別表福島地方法務局の部、千葉地方法務局の部及び福岡地方法務局の部の改正規定並びに別表奈良地方法務局の部及び広島地方法務局の部の改正規定 平成十六年七月二十七日

規 定 平成十六年六月十四日

四 略 第一条中別表長野地方法務局の部松本支局の款の改正規定 平成十六年六月二十八日

附 則 (平成一六年八月二六日法務省令第五六号)抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十六年七月二十一日

規 定 平成十六年六月十四日

四 略 第一条中別表長野地方法務局の部松本支局の款の改正規定 平成十六年六月二十八日

附 則 (平成一六年八月二六日法務省令第六四号)

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、第一条中静岡地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

第一条中別表岐阜地方法務局の部及び松山地方法務局の部の改正規定 平成十六年九月二十一日

規 定 平成十六年六月十四日

この省令は、公布の日から施行する。	四 附 則 (平成一七年三月二二日法務省令第四一號)
この省令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成一七年三月七日法務省令第三六號)
この省令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成一七年三月二二日法務省令第四一號)
この省令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成一七年三月三〇日法務省令第四五號)
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	附 則 (平成一七年三月三二日法務省令第四六號)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。	附 則 (平成一七年四月一日法務省令第五九號)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。	附 則 (平成一七年四月二八日法務省令第六六號)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表さいたま地方法務局の部所沢支局の款の改正規定は、同月一日から施行する。	附 則 (平成一七年五月一一日法務省令第六八號)
この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表鹿児島地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則第三十三条の規定は、平成十七年五月一日から適用する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部掛川支局の款同支局の項の改正規定及び第二条中第七条第二項の改正規定は、同月五日から施行する。	附 則 (平成一七年五月二一日法務省令第七一號) 抄
この省令は、平成十七年五月三十日から施行する。ただし、第一条中別表福岡地方法務局の部の改正規定は、同月二十三日から施行する。	附 則 (平成一七年五月二二日法務省令第七三號) 抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	附 則 (平成一七年六月二十七日)
第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第四十五条の改正規定 平成十七年六月十三日	附 則 (平成一七年六月二七日法務省令第七六號) 抄
第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第四十五条の改正規定 平成十七年六月二十七日	附 則 (平成一七年六月二二日法務省令第七三號) 抄
第一条中別表千葉地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十七年七月一日	附 則 (平成一七年六月二二日法務省令第七三號) 抄
第一条中別表千葉地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十七年七月一日	附 則 (平成一七年七月二七日法務省令第八〇號)
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	附 則 (平成一七年七月二十九日)
第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定 平成十七年七月十一日	附 則 (平成一七年七月一一日法務省令第七七號)
この省令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成一七年七月二九日)

この省令は、次に各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	三 第一條中別表名古屋地方法務局の部の改正規定 平成十七年七月七日
第一条中別表水戸地方法務局の部、岡山地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定 平成十七年八月一日	四 附 則 (平成一七年七月二九日)
第一条中別表那覇地方法務局の部の改正規定 平成十七年八月十五日	附 則 (平成一七年七月二九日)
第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定 平成十七年八月二十二日	附 則 (平成一七年七月二九日)
第一条中別表広島地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成十七年八月二十九日	附 則 (平成一七年七月二九日)
この省令は、次に各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	附 則 (平成一七年八月二九日)
第一条中別表奈良地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定 平成十七年八月八日	一 附 則 (平成一七年七月二九日)
第一条中別表盛岡地方法務局の部及び新潟地方法務局の部の改正規定 平成十七年八月二十六日	二 附 則 (平成一七年七月二九日)
第一条中別表秋田地方法務局の部及び静岡地方法務局の部同地方法務局の款の改正規定 平成十七年九月二十日	三 附 則 (平成一七年七月二九日)
第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定 平成十七年九月二十五日	四 附 則 (平成一七年七月二九日)
第一条中別表千葉地方法務局の部及び静岡地方法務局の部浜松支局の款の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第七条、第十二条及び第二十三条の改正規定 平成十七年九月二十六日	五 附 則 (平成一七年七月二九日)
第一条中別表高松地方法務局の部の改正規定 平成十七年九月二十六日	六 附 則 (平成一七年七月二九日)
この省令は、次に各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	附 則 (平成一七年九月二九日)
第一条中別表札幌地方法務局の部、函館地方法務局の部、釧路地方法務局の部、盛岡地方法務局の部、秋田地方法務局の部、山形地方法務局の部、福島地方法務局の部、水戸地方法務局の部土浦支局の款、宇都宮地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、長野地方法務局の部松本支局の款、名古屋地方法務局の部、金沢地方法務局の部小松支局の款、福井地方法務局の部、大津地方法務局の部、神戸地方法務局の部龍野支局の款、松江地方法務局の部、佐賀地方法務局の部及び長崎地方法務局の部平戸支局の款の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二十七条及び第四十一条の改正規定並びに第四条中鳥山人権擁護委員協議会の項、龍野人権擁護委員協議会の項及び武生人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十月一日	二 附 則 (平成一七年九月二六日法務省令第九四號)
第一条中別表仙台地方法務局の部、水戸地方法務局の部同地方法務局の款及び太田支局の款、静岡地方法務局の部、金沢地方法務局の部同地方法務局の款、徳島地方法務局の部、長崎地方法務局の部佐久支局の款の改正規定 平成十七年十月三日	三 附 則 (平成一七年九月二六日法務省令第九四號)

一 第一条中別表神戸地方法務局の部の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条中別表第一太田人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十月十一日	五 第一条中別表神戸地方法務局の部改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十一条の改正規定 平成十七年十月二十四日
二 附 則 (平成一七年九月三〇日法務省令第九九号) 抄 （施行期日）	附 則 (平成一七年九月三〇日法務省令第九九号) 抄 （施行期日）
三 第一条この省令は、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（次条第四項において「改正法」という。）の施行の日（平成十七年十月三日）から施行する。	三 第一条この省令は、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（次条第四項において「改正法」という。）の施行の日（平成十七年十月三日）から施行する。
四 附 則 (平成一七年一〇月三日法務省令第一〇一号)	四 附 則 (平成一八年一月一〇日法務省令第二号)
五 この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年十月一日から適用する。	五 この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年一月一日から適用する。

一 附 則 (平成一七年一〇月二七日法務省令第一一〇二号)	三 第一条中別表盛岡地方法務局の部同地方法務局の款、宇都宮地方法務局の部栃木支局の款及び福井地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六条及び第二十条の改正規定 平成十八年一月十日
二 二 第一条中別表広島地方法務局の部、福島地方法務局の部、甲府地方法務局の部同地方法務局の款、長野地方法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定並びに第四条中別表第一木曾人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十一月一日	四 附 則 (平成一八年一月四日法務省令第一号)
三 第一条中別表甲府地方法務局の部都留支局の款、福井地方法務局の部、和歌山地方法務局の部、鹿児島地方法務局の部及び第三十三条の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条中別表第一都留人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十一月七日	五 二 第一条中別表宮崎地方法務局の部及び福岡地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十八年一月三十日
四 第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定 平成十七年十一月十四日	六 一 第一条中別表函館地方法務局の部、さいたま地方法務局の部及び福井地方法務局の部の改正規定 平成十七年十一月二十一日
五 第一条中別表大阪地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定 平成十七年十一月二十二日	二 第一条中別表東京地方法務局の部及び大阪地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十八年二月六日
六 第一条中別表水戸地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定 平成十七年十一月二十八日	三 第一条中別表盛岡地方法務局の部水沢支局の款、水戸地方法務局の部土浦支局の款及び宮崎地方法務局の部延岡支局の款の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定並びに第三条の改正規定 平成十八年二月二十一日
七 附 則 (平成一七年一月二二日法務省令第一〇七号)	四 第一条中別表鹿児島地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十八年二月二十七日
八 二 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 （平成一七年一月二二日法務省令第一〇九号）	五 第一条中別表宮崎地方法務局の部日向支局の款の改正規定 平成十八年二月二十五日
九 三 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 （平成一七年一月二二日法務省令第一〇九号）	六 第一条中別表宮崎地方法務局の部同地方法務局の款、水戸地方法務局の部同地方法務局の款及び鹿嶋支局の款及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十八年二月二十七日
十 附 則 (平成一八年二月二二日法務省令第一一〇号)	七 附 則 (平成一八年二月六日法務省令第一一一号) 抄 （平成一八年二月二二日法務省令第一一〇号）
十一 一 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 （平成一八年二月二二日法務省令第一一〇号）	八 一 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 （平成一八年二月二二日法務省令第一一〇号）
十二 二 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 （平成一八年二月二二日法務省令第一一〇号）	九 二 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 （平成一八年二月二二日法務省令第一一〇号）
十三 三 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 （平成一八年二月二二日法務省令第一一〇号）	十 三 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 （平成一八年二月二二日法務省令第一一〇号）
十四 四 この省令は、公布の日から施行する。 （平成一八年二月二二日法務省令第一一〇号）	十一 四 第一条中別表釧路地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月三日
十五 五 第一条中別表青森地方法務局の部、宇都宮地方法務局の部同地方法務局の款及び馬鹿支局の款、福島前橋地方法務局の部岐阜地方法務局の部同地方法務局の款、津地方法務局の部大津地方法務局の部京都地方法務局の部奈良地方法務局の部高松地方法務局の部、高知地方法務局の部佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部宮崎地方法務局の部並びに那霸地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月三日	十二 五 第一条中別表盛岡地方法務局の部、東京地方法務局の部及び横浜地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第一条の改正規定 平成十八年三月六日
十六 六 第一条中別表福島地方法務局の部若松支局の款の改正規定 平成十八年一月四日	十三 六 第一条中別表福井地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月三日

五 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十四条の改正規定
定 平成十八年三月十三日
六 第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十五日
七 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十九日
附 则 (平成十八年三月七日法務省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表甲府地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年三月一日から適用する。

附 则 (平成十八年三月一五日法務省令第二二号)

この省令は、平成十八年三月二十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十八日
二 第一条中別表高松法務局の部の改正規定 平成十八年三月二十一日
附 则 (平成十八年三月二〇日法務省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 则 (平成十八年三月二二日法務省令第二六号)

この省令は、平成十八年三月二十七日から施行する。

附 则 (平成十八年三月二七日法務省令第二七号)

この省令は、平成十八年三月三十一日から施行する。ただし、第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条の改正規定、第三条の改正規定及び第四条中別表第一佐原人権擁護委員協議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 则 (平成十八年三月三〇日法務省令第三〇号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 则 (平成十八年三月三一日法務省令第三四号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 则 (平成十八年四月一〇日法務省令第四六号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定 平成十八年四月十七日
三 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定 平成十八年五月十五日
附 则 (平成十八年五月二六日法務省令第六〇号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第四十五条の改正規定 平成十八年五月十五日
附 则 (平成十八年五月二六日法務省令第六〇号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十八年六月十九日
三 第一条中別表札幌法務局の部の改正規定 平成十八年六月十九日
四 第一条中別表盛岡地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成十八年六月二十六日
附 则 (平成十八年七月三日法務省令第六四号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定 公布の日
一 第一条中別表千葉地方法務局の部、横浜地方法務局の部、新潟地方法務局の部、大津地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三条、第十条、第三十条及び第三十三条の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年七月十日
八日
附 则 (平成十八年七月一八日法務省令第六六号)
この省令は、平成十八年八月一日から施行する。

附 则 (平成十八年八月一一日法務省令第六八号) 抄
附 则 (平成十八年八月一日法務省令第六七号)

この省令は、公布的日から施行する。

附 则 (平成十八年九月一一日法務省令第七〇号)

この省令は、平成十八年九月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表津地方法務局の部の改正規定は、同月十一日から施行する。

附 则 (平成十八年九月二二日法務省令第七八号)

この省令は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成十八年十月一日
二 第一条中別表水戸地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十三条の改正規定 平成十八年十月十六日
三 第一条中別表新潟地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 平成十八年十月二十三日
附 则 (平成十八年一〇月二三日法務省令第七八号) 抄
附 则 (平成十八年一月三〇日から施行する) 抄

この省令は、平成十八年十月三十日から施行する。

附 则 (平成十八年一月一三日法務省令第八二号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表旭川地方法務局の部の改正規定 公布の日
二 略
三 第一条中別表和歌山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二条の改正規定 平成十八年十一月二十七日
附 则 (平成十八年一月一八日法務省令第八五号)
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 公布の日
二 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定 平成十九年一月一日
附 则 (平成十八年一月二二日法務省令第八五号)
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表大分地方法務局の部同地方法務局の款鶴崎出張所の項の改正規定 平成十九年一月一日
二 第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定 平成十九年一月一日
附 则 (平成十八年一月二二日法務省令第八五号)
この省令は、公布的日から施行する。

附 则 (平成九年一月二九日法務省令第四四号)
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表福岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十八条の改正規定 平成十九年一月十五日
附 则 (平成九年一月二二日法務省令第三号) 抄
この省令は、公布的日から施行する。

附 则 (平成九年一月二九日法務省令第四四号)
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表福岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十八条の改正規定 平成十九年一月十五日
附 则 (平成九年一月二二日法務省令第三号) 抄
この省令は、公布的日から施行する。

附 则 (平成九年一月二九日法務省令第四四号)
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表福岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十八条の改正規定 平成十九年一月十五日
附 则 (平成九年一月二二日法務省令第三号) 抄
この省令は、公布的日から施行する。

附 则 (平成九年一月二九日法務省令第四四号)
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表福岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十八条の改正規定 平成十九年一月十五日
附 则 (平成九年一月二二日法務省令第三号) 抄
この省令は、公布的日から施行する。

二	第一条中別表長野地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第九条、第二十五条、第三十一条及び第三十三条の改正規定 平成十九年二月十三日
三	第一条中別表大阪地方法務局の部の改正規定 平成十九年二月十九日
附 則	(平成一九年二月二三日法務省令第六号)
	この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一	第一条中別表札幌法務局の部の改正規定、第三条及び第四条の規定 平成十九年三月五日
二	第一条中別表横浜地方法務局の部の改正規定 平成十九年三月十一日
三	第一条中別表金沢地方法務局の部、京都地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定 平成十九年三月二十六日
四	第一条中別表大阪地方法務局の部の改正規定 平成十九年三月十九日
五	第一条中別表福岡地方法務局の部の改正規定及び第一条中登記事務委任規則第二十八条の改正規定 平成十九年三月十二日
定	平成十九年三月二十六日
附 則	(平成一九年三月一二日法務省令第八号) 抄
	この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一	第一条中別表宮崎地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十九年三月三十一日
二	第一条中別表長崎地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十九年四月一日
三	第一条中別表島根地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第九条の改正規定は、同月九日から施行する。
附 則	(平成一九年三月二六日法務省令第一一号)
	この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第九条の改正規定は、同月九日から施行する。
一	この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
二	第一条中別表旭川地方法務局同地方法務局の款及び那霸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 公布の日
三	第一条中別表水戸地方法務局の部及び高松地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第四十二条の二の改正規定 平成十九年五月七日
四	第一条中別表旭川地方法務局稚内支局の款の改正規定 平成十九年五月二十一日
附 則	(平成一九年五月一八日法務省令第三三号)
	この省令は、平成十九年五月二十八日から施行する。
附 則	(平成一九年六月一日法務省令第三七号)
	この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。
一	第一条中別表大分地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十九年六月十一日
二	第一条中別表新潟地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十九年六月二十五日
附 則	(平成一九年七月九日法務省令第四四号)
	この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。
一	第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十九年七月十七日
二	第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十九年七月二十日
附 則	(平成一九年七月二三日法務省令第四四号)
	この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。
一	第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十九年七月三十日
二	第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十九年八月二十日
附 則	(平成一九年九月四日法務省令第五二号)

二	第一条中別表名古屋地方法務局の部及び那霸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成十九年九月十八日
附 則	(平成一九年九月一九日法務省令第五四号) 抄
	この省令は、平成十九年九月二十五日から施行する。
一	第一条中別表京都地方法務局の部の改正規定及び第一条の規定 平成十九年十月十五日
二	第一条中別表松江地方法務局の部の改正規定及び第一条の規定 平成十九年十月二十九日
附 則	(平成一九年九月二七日法務省令第五五号)
	この省令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一	第一条中別表京都地方法務局の部の改正規定及び第一条の規定 平成十九年十月九日
二	第一条中別表京都地方法務局の部の改正規定及び第一条の規定 平成十九年十月十五日
附 則	(平成一九年九月二七日法務省令第六四号)
	この省令は、平成二十年一月二十一日から施行する。
附 則	(平成一九年一月二〇日法務省令第六五号)
	この省令は、平成十九年十一月二十六日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定及び第三条の規定は、同年十二月一日から施行する。
附 則	(平成一九年一月七日法務省令第六六号)
	この省令は、平成十九年十二月十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一	別表高知地方法務局の部の改正規定 平成二十年一月一日
二	別表函館地方法務局の部の改正規定 平成二十年一月十五日
附 則	(平成一〇年一月四日法務省令第四四号)
	この省令は、平成一十年二月十一日から施行する。ただし、第一条中別表山形地方法務局の部及び甲府地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第八条の改正規定、第三条中別表山形の項の改正規定並びに第四条中別表第一長井人権擁護委員協議会の項の改正規定は、同月二十五日から施行する。
附 則	(平成一〇年二月二六日法務省令第七号)
	この省令は、平成二十年三月三日から施行する。
附 則	(平成一〇年二月二六日法務省令第九号)
	この省令は、平成二十年三月二十四日から施行する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定は、同月三十一日から施行する。
附 則	(平成一〇年三月七日法務省令第一〇号)
	この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表大阪地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定は平成二十年三月三十日から、第一条中別表神戸地方法務局の部の改正規定は同年四月二十八日から施行する。
附 則	(平成一〇年四月三〇日法務省令第三二号)
	この省令は、平成二十年五月七日から施行する。
附 則	(平成一〇年五月二九日法務省令第三九号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成二十年六月九日

二 略 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十四条から第十六条までの改正規定 平成二十年七月一日

三 第一条中別表山口地方法務局の部の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年七月十四日

四 第一条中別表旭川地方法務局の部、富山地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十三条第三項、第十二条第二項及び第十七条の改正規定並びに同規則第三十五条を削り、同規則第三十四条を同規則第三十五条とし、同規則第三十三条を同規則第三十四条とし、同規則第三十二条の次に一条を加える改正規定 平成二十年九月十六日

五 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十六条、第三十七条及び第四十五条第一項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年十月二十七日

六 附 則 (平成二十一年九月三〇日法務省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

七 第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十三条第三項、第十二条第二項及び第十七条の改正規定並びに同規則第三十五条を削り、同規則第三十四条を同規則第三十五条とし、同規則第三十三条を同規則第三十四条とし、同規則第三十二条の次に一条を加える改正規定 平成二十年九月十六日

八 第一条中別表旭川地方法務局の部、富山地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条、第二十二条第二項及び第四十二条の改正規定 平成二十年十一月十四日

九 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十六条、第三十七条及び第四十五条第一項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年十月二十七日

十 附 則 (平成二十一年九月三〇日法務省令第五八号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

十一 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定は、平成二十年十月六日から、同表大阪法務局の部の改正規定は同月十四日から、第二条の規定は同年十一月二十五日から施行する。

十二 附 則 (平成二十一年九月三〇日法務省令第五九号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

十三 第一条中別表仙台地方法務局の部の改正規定 平成二十一年一月一日

十四 第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定 (青葉区) を「宮城野区」に改める部分に限る。) 平成二十一年一月五日

十五 附 則 (平成二十一年一月二五日法務省令第七四号)

この省令は、公布的日から施行し、改正後の登記事務委任規則第四十二条の二の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

十六 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定 平成二十一年一月十九日

十七 附 則 (平成二十一年一月五日法務省令第二号)

この省令は、平成二十一年一月九日から施行する。

十八 附 則 (平成二十一年三月一三日法務省令第四号)

この省令は、平成二十一年三月二十三日から施行する。ただし、第一条中別表宮崎地方法務局の部の改正規定は、平成二十一年三月三十日から施行する。

十九 附 則 (平成二十一年三月二七日法務省令第八号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第三条の規定は、同月二十七日から施行する。

附 則 (平成二十一年四月一七日法務省令第二二号) 抄
この省令は、平成二十一年五月五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表宇都宮地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六条第二項、第七条第四項及び第五項、第三十三条第一項並びに第四十二条の二の改正規定 平成二十一年五月七日

二 附 則 (平成二十一年六月二二日法務省令第三三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中登記事務委任規則第三十二条第三項の改正規定は平成二十一年七月六日から、第一条中別表横浜地方法務局の部及び京都地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十二条第二項、第二十一条及び第三十三条第一項の改正規定は同月二十一日から施行する。

三 附 則 (平成二十一年七月二二日法務省令第三五号)

この省令は、平成二十一年八月三日から施行する。

四 附 則 (平成二十一年八月二四日法務省令第三七号)

この省令は、平成二十一年九月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

五 附 則 (平成二十一年九月二十四日)

この省令は、平成二十一年九月二十四日から施行する。

六 附 則 (平成二十一年九月二六日法務省令第四一号)

この省令は、公布的日から施行し、改正後の登記事務委任規則第七条第二項の規定は、平成二十一年十月五日から施行する。

七 附 則 (平成二十一年一〇月三〇日法務省令第四一号)

この省令は、平成二十一年十一月九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

八 附 則 (平成二十一年一〇月三〇日法務省令第四七号)

この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

九 附 則 (平成二十一年一月二五日法務省令第四七号)

この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

十 附 則 (平成二十一年一月二七日法務省令第一号)

この省令は、公布的日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

十一 附 則 (平成二十一年一月二七日法務省令第一号)

この省令は、公布的日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

十二 附 則 (平成二十一年一月二七日法務省令第一号)

この省令は、公布的日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

十三 附 則 (平成二十一年一月二七日法務省令第一号)

この省令は、公布的日から施行する。ただし、第一条中別表奈良地方法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第三条の規定は、同月二十七日から施行する。

十四 附 則 (平成二十一年一月二七日法務省令第一号)

この省令は、公布的日から施行する。ただし、第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第三条の規定は、同月二十七日から施行する。

十五 附 則 (平成二十一年一月二七日法務省令第一号)

この省令は、公布的日から施行する。ただし、第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第三条の規定は、同月二十七日から施行する。

十六 附 則 (平成二十一年一月二七日法務省令第一号)

この省令は、公布的日から施行する。ただし、第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第三条の規定は、同月二十七日から施行する。

十七 附 則 (平成二十一年一月二七日法務省令第一号)

この省令は、公布的日から施行する。ただし、第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第三条の規定は、同月二十七日から施行する。

十八 附 則 (平成二十一年一月二七日法務省令第一号)

この省令は、公布的日から施行する。ただし、第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第三条の規定は、同月二十七日から施行する。

十九 附 則 (平成二十一年一月二七日法務省令第一号)

この省令は、公布的日から施行する。ただし、第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第三条の規定は、同月二十七日から施行する。

二	第一条中別表仙台法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四十条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十二年二月十五日
三	第一条中津地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十八条第一項及び第四項の改正規定 平成二十二年二月二十二日
附 則	(平成二年二月六日法務省令第四号)
	この省令は、平成二十二年三月八日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一	第一条中別表東京法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第一条、第六条の二及び第二十二条の改正規定 平成二十二年三月十五日
二	第一条中別表名古屋法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定 平成二十二年三月二十一日
三	第一条中別表秋田地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、静岡地方法務局の部、福井地方法務局の部、松江地方法務局の部、松山地方法務局の部、熊本地方法務局の部、宮崎地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定 第二条中登記事務委任規則第三条第五項、第八条、第十七条第二項及び第三項、第二十六条、第二十八条第四項、第三十二条、第三十八条並びに第四十五条の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一大野人権擁護委員協議会の項、川本人権擁護委員協議会の項及び八幡浜人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十二年三月二十日
四	第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定 平成二十二年三月二十九日
五	第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定 平成二十二年三月三十一日
附 則	(平成二年三月二九日法務省令第八号) 抄
	この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一	第一条の規定 平成二十二年四月一日
附 則	(平成二年五月三一日法務省令第二三号) 抄
	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(平成二年七月二日法務省令第二六号) 抄
	この省令は、平成二十二年七月十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一	第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項、第十一条第一項、第十五条、第二十一条及び第三十二条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十二年七月二十日
附 則	(平成二年九月二八日法務省令第三一号) 抄
	この省令は、平成二十二年十月十二日から施行する。
附 則	(平成二年一〇月二三日法務省令第三五号) 抄
	この省令は、平成二十二年十一月二十九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞそれぞれ当該各号に定める日から施行する。
一	第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第六条の改正規定 平成二十二年十一月一日
二	第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第六条の改正規定 平成二十二年十一月一日
附 則	(平成二年一二月一四日法務省令第四三号) 抄
	この省令は、平成二十三年一月十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一	第一条中別表福岡法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第一条第二項及び第十八条第一項の改正規定、第二十八条の改正規定(同条第四項を削る部分に限る)並びに第三十六条の次に一条を加える改正規定、第三条中別表福岡の項の改正規定並びに第四条中別表第一吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年一月三十一日

一	第一条の規定 平成二十三年二月十四日
附 則	(平成二三年一月二五日法務省令第三号) 抄
	この省令は、平成二十三年三月二十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一	第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十七条の改正規定、第三条中別表盛岡の項の改正規定及び第四条中別表第一一関人権擁護委員協議会の項の改正規定 別に法務省令で定める日
二	第一条中別表仙台法務局の部の改正規定 別に法務省令で定める日
三	第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十七条の改正規定、第三条中別表盛岡の項の改正規定及び第四条中別表第一一関人権擁護委員協議会の項の改正規定 別に法務省令で定める日
四	第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定 別に法務省令で定める日
附 則	(平成二三年三月一八日法務省令第四号)
	この省令は、公布的日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表秋田地方法務局の部の規定並びに改正後の登記事務委任規則、公証人定員規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成二十三年三月十四日から適用する。
附 則	(平成二三年四月一日法務省令第一三号) 抄
	この省令は、公布的日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一	第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成二十三年五月一日
附 則	(平成二三年五月二七日法務省令第一九号) 抄
	この省令は、平成二十三年六月二十日から施行する。
附 則	(平成二三年七月二二日法務省令第二四号) 抄
	この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。
附 則	(平成二三年八月二六日法務省令第二六号) 抄
	この省令は、平成二十三年九月二十六日から施行する。
附 則	(平成二三年九月三〇日法務省令第二八号) 抄
	この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一	第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定及び別表松江地方法務局の部の改正規定(「籠川郡」を削る部分に限る) 平成二十三年十月一日
附 則	(平成二三年一〇月三一日法務省令第三〇号) 抄
	この省令は、平成二十三年十一月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一	第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 平成二十三年十一月十一日
附 則	(平成二三年一一月一六日法務省令第三八号)
	この省令は、平成二十三年十二月十九日から施行する。
附 則	(平成二三年一二月二二日法務省令第四〇号) 抄

この省令は、平成二十四年一月三十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中名古屋法務局の部の改正規定 平成二十四年一月四日

附 則 (平成二四年一月二七日法務省令第三号)

この省令は、平成二十四年二月二十七日から施行する。ただし、第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の次に一条を加える改正規定は、平成二十四年二月十三日から施行する。

附 則 (平成二四年一月二四日法務省令第五号)

この省令は、平成二十四年三月十九日から施行する。

附 則 (平成二四年三月二三日法務省令第八号)

この省令は、平成二十四年四月二十三日から施行する。ただし、第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則 (平成二四年五月二五日法務省令第二三号)

この省令は、平成二十四年五月七日から施行する。ただし、第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定は、同月十四日から施行する。

附 則 (平成二四年五月二五日法務省令第二三号)

この省令は、平成二十四年五月九日から施行する。ただし、第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則 (平成二四年五月二五日法務省令第二三号)

この省令は、平成二十四年六月十一日から施行する。

附 則 (平成二四年八月二一日法務省令第四五号)

この省令は、平成二十四年九月十八日から施行する。

附 則 (平成二四年九月二二日法務省令第三四号)

この省令は、平成二十四年十月九日から施行する。ただし、第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則 (平成二四年一一月三〇日法務省令第四三号)

この省令は、平成二十四年十一月二十五日から施行する。

附 則 (平成二四年一二月二一日法務省令第四五号)

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月二七日法務省令第二八号)

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、平成二十六年一月二十日から施行する。

附 則 (平成二六年一二月二二日法務省令第一号)

この省令は、平成二十六年三月十日から施行する。ただし、第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定は、平成二十六年四月五日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二五日法務省令第二八号)

この省令は、平成二十六年五月七日から施行する。

附 則 (平成二六年五月二三日法務省令第二二号)

この省令は、平成二十六年六月十六日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二七日法務省令第二四号)

この省令は、平成二十六年七月二十二日から施行する。

附 則 (平成二六年一〇月二四日法務省令第二九号)

この省令は、平成二十六年十一月四日から施行する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

附 則 (平成二六年一一月二六日法務省令第三九号)

別表第一							
札幌法務局				支局			
出張所	(札幌)			位置	(札幌)		
	北区	札幌市	北海道	北海道	札幌市	北海道	管轄区域
	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	北海道の内
	白石区	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市の内
	豊平区	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	北海道の内
	西区	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市の内
	江別市	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道の内
	江別	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道の内
	恵庭						

抄

この省令は、平成二十七年一月十三日から施行する。

附 則 (平成二七年四月二四日法務省令第二七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年一月一四日法務省令第二号)

この省令は、平成二十八年二月一日から施行する。

附 則 (平成二八年四月七日法務省令第三一号)

この省令は、平成二十八年五月十六日から施行する。

附 則 (平成二八年九月二六日法務省令第四三号)

この省令は、平成二十八年十月十日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月三〇日法務省令第一六号)

この省令は、平成三十年二月十三日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月二五日法務省令第二三号)

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則 (令和二年一月二六日法務省令第五五号)

この省令は、令和三年一月十二日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日法務省令第二四号)

この省令は、令和二年七月十日から施行する。

附 則 (令和二年一二月一六日法務省令第五五号)

この省令は、令和三年一月十二日から施行する。

附 則 (令和五年五月二二日法務省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年五月二十九日から施行する。

附 則 (令和六年一二月二六日法務省令第三号) 抄

この省令は、令和六年二月二十六日から施行する。

附 則 (令和六年五月二二日法務省令第二七号)

この省令は、令和六年七月十日から施行する。

附 則 (令和七年一二月一六日法務省令第一号)

この省令は、令和七年三月二日から施行する。

附 則 (令和七年五月二二日法務省令第一号)

この省令は、令和七年六月二日から施行する。

俱知安		滝川	苦小牧		岩見沢	室蘭		小樽
(俱知安)		(滝川)	(苦小牧)		(岩見沢)	(室蘭)		(小樽)
俱知安町 虻田郡 北海道		滝川市 北海道	苦小牧市 北海道		岩見沢市 北海道	室蘭市 北海道	小樽市 北海道	
古宇内郡 安町 虻田郡 磯谷郡 北海道の内 ニセコ町 の内 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 俱知	浦臼町 樺戸郡 の内 新十津川町 上砂川町	奈井江町 空知郡 内市 歌志内市 滝川市 砂川市 赤平市 芦別市 勇払郡 の内 厚真町 安平町 むかわ町	滝川市 北海道の内 月形町 樺戸郡 の内 夕張郡 空知郡 の内 南幌町 三笠市 美唄市 岩見沢市 夕張市 北海道の内 豊浦町 虻田郡 の内 伊達市 登別市 室蘭市 北海道の内 有珠郡 洞爺湖町	苦小牧市 北海道の内 白老郡 勇払郡 の内 勇払郡 の内 白老郡 勇払郡 の内 月形町 樺戸郡 の内 夕張郡 空知郡 の内 南幌町 三笠市 美唄市 岩見沢市 夕張市 北海道の内 豊浦町 虻田郡 の内 伊達市 登別市 室蘭市 北海道の内 有珠郡 洞爺湖町	岩見沢市 北海道の内 夕張市 北海道の内 豊浦町 虻田郡 の内 伊達市 登別市 室蘭市 北海道の内 余市郡 古平郡 積丹郡 小樽市 北海道の内	室蘭市 北海道の内 豊浦町 虻田郡 の内 伊達市 登別市 室蘭市 北海道の内 余市郡 古平郡 積丹郡 小樽市 北海道の内	小樽市 北海道	恵庭市 北海道の内

留萌		(旭川)	支局	旭川地方法務局		八雲	江差		(函館)	支局	函館地方法務局		日高
(留萌)		(旭川)	出張所			(八雲)	(江差)		(函館)	出張所			(日高)
留萌市 北海道		旭川市 北海道	位置			八雲町 二海郡 北海道	江差町 檜山郡 北海道		函館市 北海道	位置			新ひだか町 北海道
増毛郡 留萌市 北海道の内	占冠村 勇払郡 の内 上富良野町 空知郡 の内 雨竜郡 (石狩国) 中富良野町 南富良野町	上川郡 富良野市 深川市 旭川市 北海道の内	管轄区域			瀬棚郡 島牧郡 寿都郡 久遠郡 山越郡 二海郡 森町 奥尻郡 爾志郡 檜山郡 北海道の内	茅部郡 鹿部町 龜田郡 上磯郡 松前郡 北斗市 函館市 北海道の内		函館市 北海道の内	管轄区域			日高 幌泉郡 様似郡 新ひだか町 北海道の内

根室	北見	帶広	(釧路)	支局	釧路地方法務局	名寄	紋別		稚内
(根室)	(北見)	(帶広)	(釧路)	出張所		(名寄)	(紋別)		(稚内)
北海道	北見市 北海道	帶広市 北海道	釧路市 北海道	位置		名寄市 北海道	紋別市 北海道	稚内市 北海道	
北海道の内	遠軽町 常呂郡 斜里郡 網走郡 北見市 北海道の内	足寄郡 中川郡 河東郡 河西郡 上川郡 北海道の内 (十勝) (十勝国)	白糠郡 阿寒郡 厚岸郡 釧路郡 北海道の内 (十勝国)	管轄区域	枝幸郡 中川郡 上川郡 士別市 名寄市 北海道の内 (天塩国)	滝上町 興部町 西興部村 雄武町	利尻郡 礼文郡 天塩郡 宗谷郡 稚内市 北海道の内	利尻郡 礼文郡 天塩郡 宗谷郡 稚内市 北海道の内	苦前郡 留萌郡

弘前	(青森)	支局	青森地方法務局	登米	大河原	気仙沼	古川	塩竈	石巻	(仙台)	支局	仙台法務局				
(弘前)	(青森)	出張所		(登米)	(大河原)	(気仙沼)	(古川)	(塩竈)	(石巻)	(仙台)	出張所		中標津			
青森県	青森市 青森県	位置		登米市	宮城県 大河原町	宮城県 柴田郡	宮城県 宮城沼市	宮城県 宮城郡	宮城県 宮城郡	宮城県 宮城郡	名取市	宮城県 青葉区	宮城県 仙台市	宮城県 宮城郡	位置	
青森県の内	東津軽郡 青森市 青森県の内	管轄区域		登米市 宮城県の内	伊具郡 柴田郡	刈田郡 角田市	白石市 宮城县の内	本吉郡 宮城县の内	遠田郡 加美郡	栗原市 宮城郡	宮城県の内 多賀城市	亘理郡 牡鹿郡	宮城県の内 石巻市 東松島市	宮城県の内 岩沼市 黒川郡	宮城県の内 富谷市 仙台市	管轄区域

水沢		宮古		(盛岡)		支局		盛岡地方法務局		むつ		十和田		五所川原		八戸	
大船渡	(水沢)	(宮古)	(宮古)	(盛岡)	出張所					(むつ)	(十和田)				(八戸)		
大船渡市	岩手県 奥州市	岩手県 岩手市	岩手県 宮古市	岩手県 盛岡市	岩手県 岩手市	位置	管轄区域	青森県 むつ市	青森県 十和田市	青森県 青森市	青森県 五所川原市	青森県 五所川原市	青森県 八戸市	青森県 八戸市	青森県 弘前市		
陸前高田市 大船渡市 岩手県の内	西磐井郡 胆沢郡 奥州市 一関市 岩手県の内	下閉伊郡 上閉伊郡 金石市 宮古市 岩手県の内	紫波郡 岩手郡 滝沢市 八幡平市 岩手県の内	盛岡市 八幡平市 岩手県の内	岩手県 八幡平市 岩手県の内	管轄区域	青森県 むつ市 上北郡の内 横浜町 野辺地町 七戸町 六戸町 東北町 六ヶ所村 おいら	青森県 むつ市 上北郡の内 横浜町 野辺地町 七戸町 六戸町 東北町 六ヶ所村 おいら	青森県 十和田市 三沢市 十和田市 青森県の内	青森県 十和田市 三沢市 十和田市 青森県の内	青森県 五所川原市	青森県 五所川原市	青森県 八戸市	青森県 八戸市	青森県 弘前市		

(山形)		支局		山形地方法務局		大曲		本荘		大館		能代		(秋田)		支局		秋田地方法務局		二戸		花巻	
村山	(山形)	(山形)	出張所			(大曲)	(本荘)			(大館)	(能代)			(秋田)	(秋田)	出張所		(二戸)		(花巻)			
山形県	山形市	山形県 山形市	位置			大仙市	秋田県 由利本荘市			大館市	秋田県 能代市	秋田県 能代市	秋田県 秋田市	秋田県 秋田市	秋田県 秋田市	位置		二戸市	岩手県 岩手市	花巻市 花巻市	岩手県 岩手市		
山形県の内	東村山郡 天童市 上山市 山形市 山形県の内	管轄区域	管轄区域	雄勝郡 仙北郡 大仙市 湯沢市 横手市 秋田県の内	にかほ市 由利本荘市 秋田県の内	鹿角郡 北秋田市 秋田市 大館市 山本郡 南秋田郡	秋田県の内	秋田県の内	秋田県の内	秋田県の内	秋田県の内	秋田県の内	秋田県の内	秋田県の内	管轄区域		二戸市 久慈市 二戸郡 和賀郡	岩手県 岩手市	花巻市 遠野市	岩手県 北上市			

郡山	若松		(福島)		寒河江	新庄	酒田	鶴岡	米沢	
(郡山)	田島	(若松)	二本松	(福島)	支局 福島地方法務局 出張所	(寒河江)	(新庄)	(酒田)	(鶴岡)	(米沢)
福島県	南会津町	福島県 南会津郡	会津若松市	福島県 二本松市	福島県 福島市	福島県 福島市	福島県 新庄市	福島県 酒田市	福島県 鶴岡市	福島県 米沢市
福島県の内	南会津郡	福島県 南会津郡の内	大沼郡	耶麻郡	喜多方市	福島県 会津若松市	福島県 二本松市	福島県 伊達郡	福島県 東田川郡	福島県 東田川郡の内

					(東京)	支局 東京法務局 出張所	相馬	白河	いわき	
台東	新宿	港	(東京)		(相馬)	(白河)	富岡	(いわき)		
台東区	東京都	新宿区	東京都	港区	東京都	千代田区	福島県 相馬市	福島県 白河市	福島県 いわき市	郡山市
台東区	東京都	新宿区	東京都	港区	東京都	八丈支庁の所管区域	福島県 南相馬市	福島県 古殿町	福島県 西白河郡	福島県 いわき市

府中	八王子															
(府中)	町田	立川	(八王子)	江戸川	城北	練馬	板橋	北	豊島	杉並	中野	渋谷	世田谷	城南	品川	墨田
府中市 東京都	町田市 東京都	立川市 東京都	八王子市 東京都	江戸川区 東京都	葛飾区 東京都	練馬区 東京都	板橋区 東京都	北区 東京都	豊島区 東京都	杉並区 東京都	中野区 東京都	渋谷区 東京都	世田谷区 東京都	大田区 東京都	品川区 東京都	墨田区 東京都
府中市 武藏野市 東京都の内	町田市 東京都の内	立川市 東京都の内	稻城市 多摩市 八王子市 東京都の内	江戸川区 東京都の内	葛飾区 足立区 東京都の内	練馬区 東京都の内	板橋区 東京都の内	荒川区 北区 東京都の内	豊島区 東京都の内	杉並区 東京都の内	中野区 東京都の内	渋谷区 東京都の内	世田谷区 東京都の内	大田区 東京都の内	品川区 東京都の内	墨田区 東京都の内

龍ヶ崎	土浦		日立	(水戸)		支局	西多摩		
(龍ヶ崎)	つくば	(土浦)	(日立)	(水戸)	出張所	水戸地方法務局	(西多摩)	田無	
龍ヶ崎市 茨城県	つくば市 茨城県	土浦市 茨城県	日立市 茨城県	水戸市 茨城県	位置	福生市 東京都	福生市 東京都	西東京市 東京都	
北相馬郡 河内町 稲敷郡の内	龍ヶ崎市 茨城県の内	茨城県の内	茨城県の内	茨城県の内	管轄区域	青梅市 東京都の内	青梅市 東京都の内	小平市 東京都の内	調布市 国分寺市 小金井市

		栃木	足利	(宇都宮)	支局	宇都宮地方法務局	鹿嶋	常陸太田			下妻
小山	(栃木)	(足利)		(宇都宮)	出張所		(鹿嶋)	(常陸太田)	筑西	(下妻)	取手
小山市	栃木県	栃木市	栃木県	足利市	栃木県	宇都宮市	栃木県	常陸太田市	茨城県	下妻市	茨城県
下野市	栃木県の内	壬生町	下都賀郡の内	佐野市	栃木県の内	高根沢町	塩谷郡の内	河内郡	那須烏山市	常陸太田市	茨城県の内

		富岡	沼田	太田	伊勢崎	桐生	高崎	(前橋)	支局	前橋地方法務局	大田原	真岡	日光	
		(富岡)	(沼田)	(太田)	(伊勢崎)	(桐生)	(高崎)	渋川	(前橋)	出張所	(大田原)	(真岡)	(日光)	
富岡市	群馬県	沼田市	群馬県	太田市	群馬県	伊勢崎市	群馬県	高崎市	群馬県	大田原市	栃木県	栃木県	栃木県	
甘樂郡 上野村	多野郡の内	利根郡	沼田市	群馬県の内	邑楽郡	館林市	太田市	群馬県の内	佐波郡	伊勢崎市	みどり市	安中市	藤岡市	北群馬郡

		熊谷	川越							(さいたま)	支局	さいたま地方法務局	中之条
本庄	(熊谷)	坂戸	(川越)		志木	上尾	鴻巣	川口		(さいたま)	出張所	(中之条)	
埼玉県	熊谷市	埼玉県	坂戸市	埼玉県	川越市	埼玉県	埼玉県	埼玉県	埼玉県	埼玉県	埼玉県	埼玉県さいたま市中央区	群馬県吾妻郡中之条町
埼玉県の内	大里郡	深谷市	行田市	熊谷市	埼玉県の内	鳩山町	比企郡の内	毛呂山町	入間郡の内	鶴ヶ島市	坂戸市	埼玉県の内	群馬県吾妻郡の内

		久喜	越谷			東松山		所沢		秩父		
東金	(千葉)	支局	千葉地方法務局	久喜	草加	春日部	(越谷)	(東松山)	飯能	(所沢)	(秩父)	
千葉県	中央区	千葉市	千葉県	久喜市	埼玉県	草加市	埼玉県	春日部市	埼玉県	埼玉県	埼玉県	埼玉市
千葉県の内	習志野市	千葉市	千葉県の内	白岡市	埼玉県の内	幸手市	羽生市	埼玉県の内	八潮市	埼玉県	埼玉県	埼玉市

柏	佐倉			香取	松戸	木更津	館山	船橋	市川	
(柏)	(成田)			(香取)	(松戸)	(木更津)	(館山)	(船橋)	(市川)	市原
千葉県	成田市	千葉県	佐倉市	千葉県	香取市	松戸市	千葉県	千葉県	市川市	千葉県
千葉県の内	栄町 印旛郡の内	印旛郡の内	成田市 印旛郡の内	千葉県の内 酒々井町	印旛郡の内 八街市	佐倉市 千葉県の内 香取郡の内 東庄町	千葉県の内 流山市	千葉県の内 袖ヶ浦市	千葉県の内 安房郡 南房総市	千葉県の内 鴨川市 市川市 鎌ヶ谷市

川崎	(横浜)									支局	横浜地方法務局	茂原		匝瑳
(川崎)	青葉	栄	旭	戸塚	港北	金沢	神奈川	(横浜)	出張所	いすみ	(茂原)		(匝瑳)	
神奈川県	青葉区	横浜市	神奈川県	旭区	横浜市	神奈川県	戸塚区	横浜市	神奈川県	いすみ市	千葉県	茂原市	匝瑳市	柏市
神奈川県の内	位置	茂原市	千葉県	千葉県	千葉県	野田市								

三条	長岡	(新潟)	支局	新潟地方法務局	厚木	相模原	西湘二宮	湘南		横須賀	
(三条)	(長岡)	(新潟)	出張所	(相模原)	(厚木)	(相模原)	(西湘二宮)	(湘南)	(横須賀)	麻生	
新潟県	長岡市	新潟県	中央区	新潟市	新潟県	中央区	中郡二宮町	神奈川県	藤沢市	神奈川県	川崎市
新潟県の内	見附市	長岡市	新潟県の内	北区	新潟市	新潟県の内	大和市	神奈川県	神奈川県	横須賀市	川崎市の中野区
	小千谷市	新潟県の内	東区	新潟市	新潟県の内	中央区	綾瀬市	神奈川県	茅ヶ崎市	三浦市	川崎市幸区
	江南区	新潟県の内	江南区	新潟市	新潟県の内	西区	座間市	神奈川県	鎌倉市	逗子市	川崎市幸区中原区
	西蒲区	新潟県の内	西蒲区	新潟市	新潟県の内	西蒲区	海老名市	神奈川県	平塚市	高津区	川崎市幸区内
							大和市	伊勢原市	足柄上郡	宮前区	川崎市幸区内
							愛甲郡	厚木市	足柄下郡	多摩区	川崎市幸区内
							秦野市	神奈川県	小田原市	麻生区	川崎市幸区内
							神奈川県	神奈川県	三浦郡		
							の内	の内			

	(甲府)	支局	甲府地方法務局	南魚沼	佐渡	上越	糸魚川	村上	十日町	新津	新発田	柏崎	
	(甲府)	出張所	(南魚沼)	(佐渡)	(上越)	(糸魚川)	(村上)	(十日町)	(新津)	(新発田)	(柏崎)		
	甲府市	山梨県	位置	南魚沼市	新潟県	佐渡市	新潟県	上越市	新潟県	新潟市	新潟県	新潟県	三条市
甲州市	笛吹市	甲斐市	南アルプス市	山梨市	甲府市	山梨県の内	南魚沼郡	新潟県の内	佐渡市	妙高市	新潟市	新潟市	加茂市

諏訪	飯田	上田	松本	(長野)	支局	長野地方法務局	鰐沢		大月		
(諏訪)	(飯田)	(上田)	(松本)	(長野)	出張所	(鰐沢)	吉田		(大月)	韮崎	
諏訪市	長野県 飯田市	長野県 上田市	長野県 松本市	長野県 長野市	位置	富士川町 南巨摩郡	山梨県 富士吉田市	山梨県 大月市	山梨県 大月市	山梨県 韮崎市	
諏訪郡 茅野市	岡谷市 長野県の内 下伊那郡	飯田市 長野県の内 東御市	埴科郡 小県郡 安曇野市	東筑摩郡 塩尻市 須坂市 千曲市 上水内郡 上高井郡	管轄区域	西八代郡 南巨摩郡	山梨県の内 西桂町 忍野村 山中湖村 富士河口湖町 鳴沢村	山梨県の内 富士吉田市 南都留郡の内 道志村 北都留郡	山梨県の内 上野原市 南都留郡の内 上野原市	山梨県の内 北杜市 韮崎市	中央市 伊那郡

	沼津	浜松		(静岡)	支局	静岡地方法務局	木曾	佐久	飯山	大町	伊那
熱海	(沼津)	磐田	(浜松)	清水	(静岡)	出張所	(木曾)	(佐久)	(飯山)	(大町)	(伊那)
熱海市	静岡県 沼津市	静岡県 磐田市	静岡県 中央区	浜松市	静岡県 清水区	静岡市 葵区	静岡県 佐久市	長野県 飯山市	長野県 大町市	長野県 伊那市	長野県 伊那市
伊東市	静岡県の内 駿東郡	田方郡	伊豆の国市	裾野市	御殿場市	三島市	沼津市	静岡県の内 清水区	静岡市 葵区	静岡市 佐久市	長野県の内 駿河区

岡崎	豊橋		(名古屋)						名古屋法務局	支局	袋井	藤枝	掛川	富士
(岡崎)	豊川	(豊橋)	名東		熱田	(名古屋)		出張所	(下田)	(袋井)	(藤枝)	(掛川)	(富士)	
岡崎市	愛知県	豊川市	愛知県	豊橋市	愛知県	名古屋市	愛知県	位置	下田市	静岡県	藤枝市	静岡県	富士市	静岡県
岡崎市	愛知県の内	蒲郡市	豊川市	愛知県の内	田原市	愛知県の内	愛知郡	管轄区域	下田市	静岡県の内	藤枝市	静岡県の内	富士宮市	静岡県の内

(富山)	支局	富山地方法務局	新城	西尾	豊田	刈谷	津島	春日井	半田	一宮
(富山)	出張所	(新城)	(西尾)	(豊田)	(刈谷)	(津島)	(春日井)	(半田)	(一宮)	
富山市	富山県	位置	新城市	愛知県	愛知県	豊田市	愛知県	愛知県	愛知県	愛知県
中新川郡	富山県の内	管轄区域	北設楽郡	愛知県の内	愛知県の内	みよし市	愛知県の内	愛知県の内	愛知県の内	愛知県の内

敦賀	(福井)	支局	福井地方法務局	輪島	小松	七尾		(金沢)	支局	金沢地方法務局	砺波	魚津	高岡
(敦賀)	(福井)	出張所		(輪島)	(小松)	(七尾)		(金沢)	出張所	(砺波)	(魚津)		(高岡)
福井県	福井市	福井県	位置	輪島市 石川県	小松市 石川県	七尾市 石川県		金沢市 石川県	位置	砺波市 富山県	魚津市 富山県	富山市 高岡市	富山県 高岡市
福井県の内	吉田郡 坂井市	あわら市	大野市	勝山市 福井県の内	能美市 加賀市	小松市 石川県の内	鹿島郡 羽咋郡	七尾市 石川県の内	河北郡 能美郡	野々市市 白山市	かほく市 金沢市	富山県の内 射水市	富山県の内 高岡市

美濃加茂	中津川	多治見	高山	大垣		(岐阜)	支局	岐阜地方法務局	小浜	武生	
(美濃加茂)	(中津川)	(多治見)	(高山)	(大垣)		(岐阜)	出張所	(岐阜)	(小浜)	(武生)	
岐阜県	中津川市	岐阜県	多治見市	岐阜県	岐阜県	岐阜市	岐阜市	岐阜市	小浜市 福井県	越前市 福井県	敦賀市
岐阜県の内	恵那市 中津川市	岐阜県の内 土岐市 瑞浪市	岐阜県の内 多治見市	岐阜県の内 大野郡 下呂市 飛驒市	岐阜県の内 高山市 安八郡 不破郡 養老郡	岐阜県の内 海津市 大垣市 本巣郡 羽島郡 瑞穂市 山県市 各務原市 美濃市 羽島市 関市 岐阜市	岐阜県の内	丹生郡 南条郡 今立郡 越前市 鮪江市 福井県の内	大飯郡 小浜市 福井県の内 丹生郡 南条郡 今立郡 越前市 鮪江市 福井県の内	三方郡 上中郡 敦賀市	

富田林	北大阪		岸和田	堺						北	天王寺
(富田林)	(北大阪)		(岸和田)	(堺)		枚方	守口	池田		北	天王寺
富田林市	大阪府	茨木市	大阪府	岸和田市	大阪府	堺区	堺市	大阪府	枚方市	大阪府	大阪市
羽曳野市	河内長野市	富田林市	大阪府の内	三島郡	茨木市	高槻市	吹田市	大阪府の内	泉南郡	泉南市	大阪府の内

				(京都)	支局	京都地方法務局	甲賀	長浜		彦根		(大津)	支局	大津地方法務局	東大阪	
伏見	嵯峨	(京都)	出張所	位置	(甲賀)	(長浜)	東近江	(彦根)	高島		(大津)	出張所	(東大阪)			
伏見区	京都市	京都府	右京市	京都市	京都市	上京区	京都市	滋賀県	高島市	滋賀県	大津市	滋賀県	東大阪市	大阪府		
南区	京都市	京都府の内	乙訓郡	長岡京市	向日市	右京区	京都市の内	北区	蒲生郡	近江八幡市	守山市	滋賀県の内	管轄区域	柏原市	八尾市	藤井寺市
伏見区	京都市の内					上京区	京都市の内	滋賀県の内	米原市	滋賀県の内	草津市	滋賀県の内		東大阪市	大阪府の内	南河内郡
						左京区	中京区	滋賀県の内	長浜市	近江八幡市	守山市	滋賀県の内				
						東山区	下京区	滋賀県の内	滋賀県の内	彦根市	栗東市	滋賀県の内				
						山科		滋賀県の内	滋賀県の内	滋賀県の内	野洲市	滋賀県の内				

明石	尼崎	姫路				(神戸)	支局	神戸地方法務局	園部	京丹後	宮津		宇治	舞鶴	福知山
(明石)	(尼崎)	(姫路)	東神戸	北	須磨	(神戸)	出張所	(園部)	(京丹後)	(宮津)	木津		(宇治)	(舞鶴)	(福知山)
明石市	兵庫県	兵庫県	姫路市	兵庫県	東灘区	神戸市	兵庫県	北区	神戸市	兵庫県	京都府	木津川市	京都府	舞鶴市	京都府
明石市	兵庫県の内	兵庫県の内	尼崎市	兵庫県の内	神崎郡	姫路市	兵庫県の内	東灘区	神戸市の内	兵庫県の内	京都府の内	京都府の内	京都府の内	京都府	京都府の内

(奈良) 奈良 支局	柏原	社	龍野	加古川	豊岡	伊丹	洲本	西宮
(奈良) 出張所	(柏原)	(社)	(龍野)	(加古川)	八鹿	(伊丹)	(洲本)	(西宮)
奈良県 位置	丹波市 兵庫県	加東市 兵庫県	たつの市 兵庫県	加古川市 兵庫県	兵庫市 兵庫県	三田市 兵庫県	伊丹市 兵庫県	兵庫市 兵庫県
奈良県の内 管轄区域	丹波篠山市 兵庫県の内	多可郡 加東市 小野市 西脇市 兵庫県の内	赤穂郡 揖保郡 たつの市 宍粟市 相生市 兵庫県の内	高砂市 加古郡 兵庫県の内	朝来市 兵庫市 兵庫県の内	美方郡 兵庫市 兵庫県の内	三田市 兵庫市 兵庫県の内	川辺郡 宝塚市 伊丹市 兵庫県の内 淡路市 南あわじ市 兵庫県の内 芦屋市 西宮市 兵庫県の内

田辺	御坊	橋本	(和歌山)	五條	中和	葛城
(田辺)	(御坊)	(橋本)	(和歌山)	(五條)	(中和)	(葛城)
田辺市 和歌山県	御坊市 和歌山県	橋本市 和歌山県	和歌山市 和歌山県	五條市 奈良県	檜原市 奈良県	大和高田市 奈良県
田辺市 和歌山県の内	美浜町 日高郡の内	日高町 御坊市 和歌山県の内	有田郡 海草郡 岩出市 紀の川市 有田市 海南市 和歌山市 和歌山県の内	吉野町 吉野郡の内 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 野迫川村	宇陀郡 磯城郡 宇陀市 桜井市 香芝市 葛城市 北葛城郡 奈良県の内	御所市 奈良市 大和高田市 奈良県の内 生駒市 天理市 山辺郡 大和郡山市 奈良市

		(松山)	支局 松山地方法務局	美馬	阿南	(徳島)	支局 徳島地方法務局	觀音寺	丸亀
砥部		(松山)	出張所	(美馬)	(阿南)	(徳島)	出張所	(觀音寺)	(丸亀)
砥部町 伊予郡 愛媛県		松山市 愛媛県	位置	美馬市 徳島県	阿南市 徳島県	徳島市 徳島県	位置	觀音寺市 香川県	丸亀市 香川県
上浮穴郡 東温市 中野町 南高井町 森松町	北梅本町 伊予郡の内 松山市 愛媛県の内	松前町 伊予市 松山市 (砥部出張所の管轄に属する地域を除く)	管轄区域 三好郡 美馬郡 徳島県の内	海部郡 那賀郡 阿南市 徳島県の内	板野郡 名西郡 勝浦郡 阿波市 吉野川市 小松島市 鳴門市 徳島市 徳島県の内	管轄区域 三好郡 美馬郡 徳島県の内	三好郡 美馬郡 徳島県の内	觀音寺市 香川県の内 仲多度郡 宇多津町 綾歌郡の内	香川県の内 丸亀市 坂出市 善通寺市 香川県の内

香美	四十万	須崎	安芸	(高知)	支局 高知地方法務局	四国中央	大洲	西条	宇和島	今治
(香美)	(四十万)	(須崎)	(安芸)	(高知)	出張所	(四国中央)	(大洲)	(西条)	(宇和島)	(今治)
高知市 高知県	四十万 市	高知県 須崎市	高知県 安芸市	高知県 高知市	位置	愛媛県 四国中央市	愛媛県 大洲市	愛媛県 西条市	愛媛県 宇和島市	愛媛県 今治市
香美市 香南市 高知市 高知県の内	幡多郡 四十市	土佐清水市 高知県の内 中土佐町 幡原町 四万町	宿毛市 高知県の内 高岡郡の内 日高村	高知県 高岡郡 土佐市 吾川郡 高知市 高知郡 佐川町 高岡郡 高知市 高知郡 室戸市 安芸郡 高知県の内 越知町	管轄区域 高岡郡の内 西宇和郡 四国中央市 喜多郡 愛媛県の内 新居浜市 宇和郡 北宇和郡 宇和島市 愛媛県の内 越智郡 愛媛県の内 今治市 越智郡 伊予郡の内	西予市 八幡浜市 大洲市 西条市 愛媛県の内 新居浜市 宇和郡 北宇和郡 宇和島市 愛媛県の内 越智郡 愛媛県の内 今治市 越智郡 伊予郡の内				

柳川	田川	飯塚	直方	久留米	北九州	(福岡)	支局	福岡法務局
(柳川)	(田川)	(飯塚)	(直方)	(久留米)	(北九州)	(福岡)	出張所	
福岡県	田川市	福岡県	飯塚市	福岡県	直方市	久留米市	福岡県	位置
福岡県の内	田川郡	福岡県の内	嘉麻市	飯塚市	福岡県の内	鞍手郡	宮若市	直方市

武雄	伊万里	唐津		(佐賀)	支局	佐賀地方法務局	筑紫	行橋	八女	朝倉	
(武雄)	(伊万里)	(唐津)	鳥栖	(佐賀)	出張所		(筑紫)	(行橋)	(八女)	(朝倉)	
武雄市	佐賀県	伊万里市	佐賀県	佐賀県	佐賀市	佐賀県	筑紫野市	福岡県	八女市	福岡県	柳川市
杵島郡	鹿島市	武雄市	佐賀県の内	西松浦郡	伊万里市	佐賀県の内	東松浦郡	唐津市	佐賀県の内	佐賀県の内	大牟田市

玉名	人吉	八代	(熊本)	支局	熊本地方法務局	対馬	壱岐	平戸	五島	諫早	島原	佐世保	(長崎)	支局	長崎地方法務局
(玉名)	(人吉)	(八代)	(熊本)	出張所		(対馬)	(壱岐)	(平戸)	(五島)	(諫早)	(島原)	(佐世保)	(長崎)	出張所	
玉名市	熊本県	人吉市	熊本県	八代市	熊本県	中央区	熊本市	熊本県	五島市	長崎県	島原市	佐世保市	長崎市	長崎県	長崎地方法務局
玉名郡	玉名市	荒尾市	熊本県の内	球磨郡	人吉市	葦北郡	水俣市	八代市	熊本県の内	上益城郡	熊本市	管轄区域	西彼杵郡	長崎県の内	西彼杵郡

(宮崎)	支局	宮崎地方法務局	宇佐	杵築	竹田	佐伯	日田	中津	(大分)	支局	大分地方法務局	阿蘇大津	宇土	山鹿	天草		
(宮崎)	出張所		(宇佐)	(杵築)	(竹田)	(佐伯)	(日田)	(中津)	(大分)	出張所		(阿蘇大津)	(宇土)	(山鹿)	(天草)		
宮崎県	位置		宇佐市	大分県	杵築市	大分県	竹田市	大分県	佐伯市	大分県	日田市	大分県	大分市	大分県	熊本県	熊本県	
宮崎県の内	管轄区域	東国東郡	宇佐市	豊後高田市	大分県の内	速見郡	国東市	杵築市	大分県の内	大分県の内	佐伯市	玖珠郡	由布市	別府市	大分市	大分県の内	管轄区域

鹿屋	川内		(鹿児島)			支局	鹿児島地方法務局	日南	延岡		都城		高鍋	
(鹿屋)	出水	(川内)	屋久島	種子島	(鹿児島)	出張所	(日南)	(日南)	小林	(都城)	高鍋	宮崎市	高鍋	
鹿屋市 鹿児島県	鹿児島県 出水市	鹿児島県 薩摩川内市	鹿児島県 屋久島町	鹿児島県 熊毛郡	鹿児島県 西之表市	鹿児島県 鹿児島市	鹿児島県 位置	宮崎県 日南市	宮崎県 延岡市	宮崎県 小林市	宮崎県 都城市	宮崎県 高鍋町	宮崎県 児湯郡	宮崎市
肝属郡 垂水市	鹿児島県 垂水市	鹿児島県 阿久根市	鹿児島県 薩摩川内市	鹿児島県 屋久島町	鹿児島県 熊毛郡の内	鹿児島県 西之表市	鹿児島県 管轄区域	宮崎県 串間市	宮崎県 延岡市	宮崎県 えびの市	宮崎県 北諸県郡	宮崎県 西都市	宮崎県 児湯郡	東諸県郡

沖縄		名護	石垣	宮古島	(那覇)		支局	那覇地方法務局	知覧		霧島	奄美		
宣野湾	(沖縄)	(名護)	(石垣)	(宮古島)	(那覇)	(那覇)	出張所	(知覧)	南さつま	(霧島)	(奄美)		曾於	
沖縄県	沖縄県 沖縄市	沖縄県 名護市	沖縄県 石垣市	沖縄県 宮古島市	沖縄県 沖縄市	沖縄県 那覇市	沖縄県 位置	鹿児島県 南さつま市	鹿児島県 南さつま市	鹿児島県 南九州	鹿児島県 霧島市	鹿児島県 奄美市	鹿児島県 曾於市	鹿児島県 曾於市
沖縄県 内	沖縄県 うるま市	沖縄県 沖縄市	沖縄県 伊平屋村	沖縄県 島尻郡の内	沖縄県 国頭郡	沖縄県 名護市	沖縄県 八重山郡	沖縄県 石垣市	沖縄県 宮古郡	沖縄県 宮古島市	沖縄県 糸満市	沖縄県 那覇市	鹿児島県 大島郡	鹿児島県 曾於郡

札幌法務局の本庁及びその支局 官署	別表第一		
		宜野湾市	浦添市
読谷村	中頭郡の内	中頭郡の内	中頭郡の内
	嘉手納町	嘉手納町	嘉手納町
	北谷町	北谷町	北谷町
	北海道の内	北海道の内	北海道の内
管轄区域			
新沙丘町	厚真町	厚真町	厚真町
勇払郡	勇払郡	勇払郡	勇払郡
似似郡	似似郡	似似郡	似似郡
河原郡	河原郡	河原郡	河原郡
新冠郡	新冠郡	新冠郡	新冠郡
流れる	の内	の内	の内
勇払町	安平町	安平町	安平町
むかわ町	むかわ町	むかわ町	むかわ町
	奈井江町	奈井江町	奈井江町
	上砂川町	上砂川町	上砂川町

函館地方法務局の本庁及びその支局 旭川地方法務局の本庁及びその支局	函館地方法務局の本庁及びその支局 旭川地方法務局の本庁及びその支局		
		函館市	高根郡
利尻郡	礼文郡	利尻郡	利尻郡
枝幸郡	宗谷郡	枝幸郡	宗谷郡
美深郡	天塩郡	美深郡	天塩郡
占冠村	苦前郡	占冠村	苦前郡
勇払郡	勇払郡	勇払郡	勇払郡
の内	の内	の内	の内
音威子府村	音威子府村	音威子府村	音威子府村
中川町	中川町	中川町	中川町
	中富良野町	中富良野町	中富良野町
	南富良野町	南富良野町	南富良野町
	劍淵愛別	劍淵愛別	劍淵愛別
	比布町	比布町	比布町
	和寒町	和寒町	和寒町
	劍淵愛別	劍淵愛別	劍淵愛別
	当麻町	当麻町	当麻町
	美瑛町	美瑛町	美瑛町
	東川町	東川町	東川町
	東神楽町	東神楽町	東神楽町
	鷹栖町	鷹栖町	鷹栖町
	雨竜郡	雨竜郡	雨竜郡
	留萌市	留萌市	留萌市
	稚別市	稚別市	稚別市
	紋別市	紋別市	紋別市
	士別市	士別市	士別市
	名寄市	名寄市	名寄市
	深川市	深川市	深川市
	富良野市	富良野市	富良野市
	旭川市	旭川市	旭川市
	北海道の内	北海道の内	北海道の内
島牧郡	久遠郡	久遠郡	久遠郡
檜山郡	瀬棚郡	瀬棚郡	瀬棚郡
茅部郡	奥尻郡	奥尻郡	奥尻郡
二海郡	爾志郡	爾志郡	爾志郡
山越郡	桧山郡	桧山郡	桧山郡
龜田郡	山越郡	山越郡	山越郡
松前郡	茅部郡	茅部郡	茅部郡
北斗市	龟田郡	龟田郡	龟田郡
上磯郡	松前郡	松前郡	松前郡
函館市	北斗市	北斗市	北斗市
	北海道の内	北海道の内	北海道の内

			釧路地方法務局の本庁及びその支局	紋別郡の内 滝上町 北海道の内	
			常呂郡 網走市 網走郡 斜里郡 帶広市 北見市	釧路市 網走市 根室市 網走郡 斜里郡 常呂郡 網走郡 帶広市 北見市	
			紋別郡の内 遠軽町 河東郡 河東郡 遠軽町 湧別町	紋別郡の内 遠軽町 河東郡 河東郡 遠軽町 湧別町	
			上川郡の内 新得町 河西郡 河西郡 新得町 清水町	上川郡の内 新得町 河西郡 河西郡 新得町 清水町	
			中川郡の内 幕別町 厚岸郡 厚岸郡 幕別町 池田町	中川郡の内 幕別町 厚岸郡 厚岸郡 幕別町 池田町	
			足寄郡 阿寒郡 阿寒郡 足寄郡 豊頃町	足寄郡 阿寒郡 阿寒郡 足寄郡 豊頃町	
			広尾郡 釧路郡 釧路郡 広尾郡 本別町	広尾郡 釧路郡 釧路郡 広尾郡 本別町	
山梨県	新潟県	神奈川県	甲府地方法務局の本庁及びその支局	長野地方法務局の本庁及びその支局 静岡地方法務局の本庁及びその支局 名古屋地方法務局の本庁及びその支局 富山地方法務局の本庁及びその支局 金沢地方法務局の本庁及びその支局 福井地方法務局の本庁及びその支局 岐阜地方法務局の本庁及びその支局 津地方法務局の本庁及びその支局 大阪法務局の本庁及びその支局 大津地方法務局の本庁及びその支局 京都地方法務局の本庁及びその支局 神戸地方法務局の本庁及びその支局 奈良地方法務局の本庁及びその支局 和歌山地方法務局の本庁及びその支局 高島法務局の本庁及びその支局 島取地方法務局の本庁及びその支局 松江地方法務局の本庁及びその支局 岡山地方法務局の本庁及びその支局 広島法務局の本庁及びその支局 鳥取地方法務局の本庁及びその支局 山口地方法務局の本庁及びその支局 高松法務局の本庁及びその支局 徳島地方法務局の本庁及びその支局 高知地方法務局の本庁及びその支局 福岡地方法務局の本庁及びその支局 佐賀地方法務局の本庁及びその支局 高知地方法務局の本庁及びその支局 高知地方法務局の本庁及びその支局 香川県 島根県 岡山県 山口県 鳥取県 岡山県 和歌山県 奈良県 兵庫県 京都府 大阪府 滋賀県 京都府 滋賀県 愛媛県 徳島県 香川県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島地方法務局の本庁及びその支局 那覇地方法務局の本庁及びその支局 沖縄県	長野地方法務局の本庁及びその支局 静岡地方法務局の本庁及びその支局 名古屋地方法務局の本庁及びその支局 富山地方法務局の本庁及びその支局 金沢地方法務局の本庁及びその支局 福井地方法務局の本庁及びその支局 岐阜地方法務局の本庁及びその支局 津地方法務局の本庁及びその支局 大阪法務局の本庁及びその支局 大津地方法務局の本庁及びその支局 京都地方法務局の本庁及びその支局 神戸地方法務局の本庁及びその支局 奈良地方法務局の本庁及びその支局 和歌山地方法務局の本庁及びその支局 高島法務局の本庁及びその支局 島取地方法務局の本庁及びその支局 松江地方法務局の本庁及びその支局 岡山地方法務局の本庁及びその支局 広島法務局の本庁及びその支局 鳥取地方法務局の本庁及びその支局 山口地方法務局の本庁及びその支局 高松法務局の本庁及びその支局 徳島地方法務局の本庁及びその支局 高知地方法務局の本庁及びその支局 福岡地方法務局の本庁及びその支局 佐賀地方法務局の本庁及びその支局 高知地方法務局の本庁及びその支局 高知地方法務局の本庁及びその支局 香川県 島根県 岡山県 山口県 鳥取県 岡山県 和歌山県 奈良県 兵庫県 京都府 大阪府 滋賀県 京都府 滋賀県 愛媛県 徳島県 香川県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島地方法務局の本庁及びその支局 那覇地方法務局の本庁及びその支局 沖縄県

宇都宮地方法務局の本庁及びその支局	那覇地方法務局の本庁及びその支局	沖縄県	長野県
前橋地方法務局の本庁及びその支局			
さいたま地方法務局の本庁及びその支局			
水戸地方法務局の本庁及びその支局並びに板橋出張所			
山形地方法務局の本庁及びその支局			
福島地方法務局の本庁及びその支局			
東京法務局の本庁及びその支局			
秋田地方法務局の本庁及びその支局			
青森地方法務局の本庁及びその支局			
盛岡地方法務局の本庁及びその支局			
岩手地方法務局の本庁及びその支局並びに板橋出張所			
山形県	宮城県	宮城県	
福島県	福島県	福島県	
栃木県	栃木県	栃木県	
茨城県	茨城県	茨城県	
群馬県	群馬県	群馬県	
埼玉県	埼玉県	埼玉県	
千葉県	千葉県	千葉県	
横浜地方法務局の本庁及びその支局			
新潟地方法務局の本庁及びその支局			
甲府地方法務局の本庁及びその支局			